

# ながたっ子ネット補助金交付要綱

平成 21 年 5 月 1 日 長田区長決定

## (目的)

第 1 条 この要綱は、地域住民と関係機関・団体が一体となって、長田区における総合的かつ効果的な子どもを見守り育てる地域活動を推進するための団体である「ながたっ子ネット」への補助金について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続きに関する要綱に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

## (対象事業)

第 2 条 この要綱の対象となる事業は、前条の目的を達成するため、「輝け！集まれ！ながたっ子祭」や「子どもの安全講演会」の実施、その他子どもの健全育成のために必要な事業等とする。

## (対象経費)

第 3 条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する補助事業に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当する経費とし、査定の上、予算額を上限とする。

- (1) 会場費、設営費
- (2) 通信費、運搬費
- (3) 印刷費、広報費
- (4) 消耗品費、備品費
- (5) その他区長が必要と認める経費

## (補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象となる事業の実施に伴う経費を上限とし、予算の範囲内で決定するものとする。

## (交付申請)

第 5 条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業を実施しようとする年度の 5 月末までに区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書又はこれに代わる書類
- (3) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

## (交付の決定)

第 6 条 区長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後 1 ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行う時は、次に掲

げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)

(2) その他区長が必要と定める書類

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類により、区長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(様式第8号)

(2) 事業の実施状況がわかる書類

(3) 補助事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類

(交付額の確定)

第9条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書(様式第9号)

(2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を区長の定める期日までに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長はすみやかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付の特例)

第11条 補助事業者は、補助金規則第18条第2項に基づき補助事業の完了前に概算払を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書(様式第11号)を区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、速やかに当該請求に係る補助金を補助事業者に支払うものとする。

3 区長は、補助金規則第20条第2項に基づく返還が発生する場合は、速やかに納付書を発行し、ただちに返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附則

この要綱は平成 21 年 5 月 1 日より施行する。

附則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。